

○ T P P等関連農業農村整備対策実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 農振第 1792 号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 2 対策の内容 対策の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 <u>地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）を策定した区域において、</u>農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を実施する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 3 対策の実施主体 対策の実施主体は、国又は都道府県のほか、農村振興局長及び<u>畜産局長</u>（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める者とする。</p>	<p>第 2 対策の内容 対策の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 <u>農地中間管理事業の重点実施区域等</u>において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を実施する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 3 対策の実施主体 対策の実施主体は、国又は都道府県のほか、農村振興局長及び<u>生産局長</u>（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める者とする。</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。